

第3回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年11月8日（木）9:44～12:04
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、新山陽子、林いづみ
 - （専門委員）白井裕子、藤田毅、三森かおり
 - （政府）中村内閣府審議官
 - （事務局）窪田規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、
森山規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：大澤経営局長
農林水産省：押切農地政策課長
農林水産省：峯村農地集積促進室長
農林水産省：岩男経営政策課調査官
農林水産省：室本農村振興局長
農林水産省：高橋農村政策部長
農林水産省：庄司農村計画課長
農林水産省：本郷林野庁次長
農林水産省：渡邊林野庁林政部長
農林水産省：鳥海林野庁国有林野部管理課長
農林水産省：吉村林野庁国有林野部経営企画課長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
一般財団法人栃木市農業公社：南斉代表理事
公益財団法人長野県農業開発公社：北原理事長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について
（農林水産省からのヒアリング）
 - 2. 農地政策の現状と課題について（事業者からのヒアリング）
 - 3. 農業用ドローンの普及拡大に向けた意見（案）について
 - 4. 国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて
（農林水産省からのヒアリング）

(閉会)

5. 議事概要:

○小見山参事官 それでは、定刻より若干早いですが、皆さん、おそろいのようなので、第3回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、大田議長、金丸議長代理が出席であります。

齋藤専門委員、本間専門委員、渡邊専門委員は所用により欠席であります。

それでは、これからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

座長、よろしくをお願いいたします。

○飯田座長 議題1は「農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について」です。

本議題については、農林ワーキング・グループの継続フォローアップ事項となっておりますが、農地中間管理機構の推進に関する法律の施行後5年後を目途とした見直しに向け、農地中間管理事業など農地利用の集積・集約化に関わる取組について、農林水産省よりヒアリングを実施いたします。

では、説明をお願いいたします。

○大澤経営局長 農林水産省の経営局長の大澤でございます。よろしくお願いいたします。

資料に基づきまして、主要なポイントについて御説明を申し上げます。

まず資料1-1をごらんいただきたいと思います。

2ページでございます。右上の図を見ていただきたいと思います。農地中間管理機構でございますけれども、現状、分散・錯綜しておりますいろいろな農地、日本の農地につきまして、この農地中間管理機構が借り受け、それを転貸していく。転貸の中で初期については分散・錯綜した農地を取りあえず前提とせざるを得ませんけれども、長期に借り受けまして、転貸を繰り返すうちに再配分機能を発揮いたしまして集約化を実現する。このために農地中間管理事業が設立されたわけでございます。

我々は、その効果はあったとまず思っております。3ページの折れ線グラフを見ていただきますと、これは平成25年から担い手の農地利用のシェアというのが上がってきている。まだまだ不十分だとは思っていますが、成果は1つ上がってきていると思います。

5ページをごらんいただきたいと思います。実際に地区の事例を見てみましても、先ほど御説明しましたように、最初、分散・錯綜しておりました担い手の農地が2年間で12回にわたって権利移転を機構が繰り返した結果、2つの担い手に地区内農地の8割が集約された、分散・錯綜が解消されたという事例も出てきているわけでございます。我々、このような事例を見ますと、やはりこの仕組みを進めていかなければいけないと考えているわけでございます。

8ページを見ていただきますと、進めるために例えばほかの事業との連携の強化として、固定資産税の税制改正、農家負担のない農地整備事業の創設など、関連事業との強化も省

を挙げて進めているところでございます。

この5年後見直しの検証で、まず、そういう成果は上がったのですが、他方で、課題もございます。課題は9ページ以下3点について整理してございます。

1つは、農地の集積・集約化の前提となる、地域内での話合いが低調になってしまっているということでございます。

右上の棒グラフを見ていただきますと、集落営農法人への転貸面積がここ2年間で極端に下がっている状況でございます。今まで農地集積・集約化の機運が以前からあった平場については27年度でほぼ一段落をいたしまして、今後の地区というのは新たに話合いから始めなければいけない地域が非常に多くなっているということでございます。高齢化・人口減少によりまして、この話合いに住民を集めることもなかなか難しくなっておりますし、特に中山間では受け手がないという問題もございます。これについてどう対処するかという問題意識で、今、検討を進めているところでございます。

2点目は10ページでございますけれども、農地バンク事業の手続等に関する不満が多いということでございます。

5年間、実施をいたしておりますけれども、その中でやはり事業を実施している方あるいは担い手の農家の方から、ここに①～③として、左側に整理してありますような手続の簡素化を求める声が非常にございます。この点につきまして、やはり事業を進めていく観点から検討していかなければいけないと思っております。

同時に、この農地バンク事業の良さというのは自由で公正な手続という面もございますので、その点についての担保を考えながら事務手続の簡素化というのを考えていく必要があると考えております。さらに、加えて、出し手だけではなくて受け手に対する支援を行ってほしい。あるいは機構に貸したくても機構が借りてくれないというような問題点もございます。関連事業等々、充実はしてきておりますけれども、この辺もまだ依然として課題でございます。

3つ目、最大の課題だと思っておりますのが機構と地域とのつながりが少し弱いということでございます。

これは職員数を見ていただきますと、徐々に充実はしてしておりますけれども、現在、1,100人程度ということでありまして、1県当たり数十人ということでございます。県域全体も様々でございますが、まだまだ不十分だと思っております。農業委員会制度改革によって創設されました農地利用最適化推進委員との連携を並行して行っております。また、似たような事業を行っております農地利用集積円滑化団体との連携、これをより強化していくという方向で検討しているわけでございます。

特に、まず人・農地プラン、これは地域との話合いとの関係でございますが、それについて不活発になっているということについての課題について整理したのが16ページでございます。

これにつきましては、まず農地の受け手、出し手の記載、非常に細かいことまで一応要

求はしておりますけれども、なかなかそれがあることで特に出し手については、そこで農地を出すということが決められてしまうというようなあらぬ誤解もありましてなかなかうまくいっていないということでございます。出し手がなかなか書かないということでございますので、まずもう少し集約化に向けた方針を地域で共有するとか、そういう形でより効果的に動く方法はないかということを検討しているところでございます。

あるいはプランと支援措置の関係。これは人・農地プランに関係する事業としては、新規就農の促進のための手当が主になっておりますけれども、単にそれだけを欲しがるためにプランを作っているような例も見られますので、もう少し実質化するためにはどういう支援措置との関係が必要かということも課題だと思っております。

プランのコーディネート。市町村の農業関係職員が減少している中で、先ほどお話ししました農業委員なり農地利用最適化推進委員の参加を促すような仕組みができないか、こういうことが検討課題だと思っております。

少し飛ばしまして19ページをごらんいただきたいのですが、ここにつきましては地域との関係も大事なのですけれども、同時に外の担い手が入りやすくする仕組みも大事だということで集落営農の新しい動きとしての例を説明しているところであります。この外からの担い手というのをどう認知し、地域によって分かるようにしていくか、これも課題だと思っております。

24ページをごらんいただきたいのですけれども、JA等が行っております農地利用集積円滑化事業の実施状況でございます。これにつきましては、下表にありますようにピーク時の3分の1の実績となっております。

25ページを見ていただきますと、県ごとに状況が大分違いまして、これは実質的に地域の調整を行っているところがほぼ5県に集約されてございます。右に書いてございます5県でございます。こういうところの実績を生かしながら、農地バンク事業をどう活性化していくかということも課題だと考えてございます。

資料1-2もごらんいただきたいと思えます。併せて検討することとされております農地所有適格法人についてでございます。

これにつきましては2ページを見ていただきますと、リース事業方式によって参入する企業は着実に増えてきて、今、3,030法人になっておりますが、3ページ以下を見ていただきますと、平成28年の要件緩和、養父市の国家戦略特区、それぞれ行ったわけでございますけれども、その要件緩和を実際に使ったものは約1%であるとか、養父の国家戦略特区によって農地を所有したものは全体5社を合わせても1.3ヘクタールでありますとか、なかなかまだまだ現状を見ていかなければいけない状況にあるのではないかなと思っております。

他方で、農業者からのニーズはどういうことがあるかといいますと5ページでございます。経営発展をしていくに際して、この役員を兼務して発展していきたいというときに農業に常時従事する、150日以上従事しなければいけないという要件がかえって農業者に

とって足かせになっているという問題点もございます。こういう点も含めながら、今、どうしていくかということを検討しているところでございます。

○室本農村振興局長 農村振興局長の室本でございます。

私のほうから資料1-3に基づきまして、転用期待の抑制について御説明をいたします。

4ページをお開きください。この転用期待の抑制についての検討の前に、本当に転用期待というのが農業者の間にあるのかどうかというのを平成27年、28年度に調査を行っております。主にこれは県と市町村の担当者、農業者に対するアンケートを行ってまいりましたが、アンケートの結果では、全国一律に転用期待というのがあるということは確認されておられません。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、その現場からの主な意見に触れますと、まずは転用期待というのはインターチェンジや大規模商業施設の周辺など、具体の開発計画が出てくる地域のみが存在するという意見とか、市街化区域、鉄道駅周辺、主要道路沿い、こういったところに限定的に見られるのではないかという意見、都市部に近いほど転用期待が高いというような意見が見られております。こういうことを総合して考えますと、どうも転用期待というのは全国的にどこにでもあるものではない。開発が進んでいるところの周辺部に存在する可能性があるというように捉えられるのではないかと考えております。

7ページに転用利益という面で、農地以外の目的で売買した価格を実際に全国の事例を調べてみましたところ、反当り1,000万から3,000万弱ぐらいの利益が出ている。一番初めの規制改革実施計画での記載は、この転用利益を徴収するという形で書かれておりましたが、現に転用利益というのはこういう捉え方をすればあるのではないかと考えております。

8ページ以降が、その転用期待が農地流動化を阻害している事例と書いていますが、阻害している可能性のある事例というように捉えていただきたいと思いますが、この赤く囲ったところが、区画が非常に小さい。この赤の中は1反区画であります。周辺の区画をごらんいただくと、3～5反ぐらいの区画になっております。つまり、こういう公園とか病院といったもので転用されてきた。この赤い部分もなかなか土地改良事業が入らずに残っているという状況でございます。

以下、9ページ以降も同じような事例でございますが、この基盤整備をすれば周辺の担い手がこの土地を借りてくれるかどうかということまでは定かではありませんが、現象としては、こういう土地改良が入らないところがあるというのは実際、確認されてございます。

私のほうから以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょう。

では、藤田専門委員、どうぞ。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

受け手にもう少し何か方策はないかということが言われていますし、特に平場に関してはまだなかなか受け手があるように思われますけれども、この先、受け手が非常に厳しくなるのではないかという点からも、やはり受け手に対してどういう対応ができるのかということが1つと、それと同時に、先ほどからありました他町村との関係、参入に関して、ここにもありますように、例えば認定農業者に関してどのような認定の仕方をするか。現実的に新潟市などでもそうなのですけれども、認定農業者の認定に関して言うと、決まった数字を作っているのですが、結構その数字は細かいです。それを見る側も大変だし、一体、それがちゃんと遂行されるのかどうかということから言うと、とても今の形式では難しいかなと思っています。違う見方で認定の仕方があったらいいかなとか、あとはどこが認定するかも含めてお考えをさせていただければなと思っています。

以上です。

○飯田座長 やや感想ですけれども、何かコメントはありますか。

○大澤経営局長 まず受け手の対策につきましては、今、充実しようというような方向で検討しております。具体的には、今、機構協力金という制度がございますけれども、これは出し手に対して、出し手が1人でも出てきたらお支払いする補助金と、地域全体でまとめてきたときに地域で使い方をお任せする補助金とがございます。地域で使い方をお任せする補助金のほうは、かなりの部分が受け手に対する機械、施設に対する支援でありますとか、そういう形で使われております。一部は土地改良の負担金の軽減等にも使われております。

そこは地域で話し合った上でやるということでございますので、我々としては、今、地域タイプのものについて少し要件を見直したりしまして、その前に出し手に対する補助金ですけれども、これはなかなかそういう全体の集積効果という意味では疑問符が付くのですが、どうしても新規集積という意味では具体的に効果が上がるものですから、担い手への新規集積に使われるということで、どうしても全体の構造改革につながらないが、そちらを使いがちだという面がございます。ですので、我々としては、どちらかということと地域全体に対する補助金をもっと拡大して、あるいは要件を少し見直したりして使いやすくして、できればそちらのほうに寄せていきたい。出し手に対する単独の補助金というのは少し縮小していきたいという方向で検討しているところでございます。

認定農業者の問題につきましては、この資料にも書きましたけれども、やはり全くほかのところから来ると一から市町村もまず引く態度に出てしまうと、そうでなくても情報が全く分からないので、ほかのところでは立派に何十ヘクタールやっていると言っても、にわかにはそれをそのまま受け取ってくれないという面もありますので、認定の主体を例えば県にやるとか、国がするとか、そういうことができないか。あるいは認定農業者の様式等ももう少し簡素化できないか。これについては少し既に去年から取り組んでいるところですが、その両面から検討しているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、三森専門委員、どうぞ。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私は中山間地の果樹として意見を述べさせていただこうと思っております。農地中間管理機構は何度も申し上げますとおり、平場に対してはかなり進んでいるというお話を伺いました。この先に中山間、特に私たちの果樹というのは現状、とても現状の集約化は難しいと考えております。私どものところでも農地中間管理機構に更新する契約を農業委員会から移行しておるところです。

出し手ではなく受け手にもう少しきちっとした整備をしていただけるということが今後必要になってくるということと、あとは品目別、地域別というところに関して、今は何となく平均化という一巡化しているように見えます。ここに対して国としてもお考えをいただき、中山間果樹の地域の中で農業を展開していく中で受け手の農業者が使いやすい施策を柔軟に進めていっていただきたい。今後の見通しが速やかにスムーズにいくためにどのような施策を執ることが必要なのかということも国のほうでも話し合っていたいただきたい。私たち、現状の農業者が農業の発展を鑑みて農地中間管理機構のあり方と関係各所、自治問題点も明確にさせていただきたいと考えます。

○飯田座長 大澤局長、どうぞ。

○大澤経営局長 まず果樹につきましては、例えば資料の8ページにありますとおり、この農地バンクの事業に加えまして、例えば果樹好循環形成総合対策、果樹対策とリンクさせて、こちらのほうと合わせて果樹の実情に即するような措置を考えているところでございます。実情を見ながらさらに改善してまいりたいと考えております。

果樹に即した地域の話合いという意味でも、これは17ページに書いてございますけれども、人・農地プランで地域の話合いというのを総論的にやっておりますが、これはどうしても水田地帯に合った対策でございますので、果樹については産地計画で、選果場単位等々で一緒になって話し合うというのはそこぐらいしかないもので、そういうところで人の問題を話し合うとか、少し柔軟に考えていきたいと考えています。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、新山委員、どうぞ。

○新山委員 御説明ありがとうございます。

かなり農地について切迫感を持っておりますので、最初に、言わずもがなのことを申し上げますをお許してください。

高齢化の中で刻々と農地管理状況は悪化しています。今は、表面に出ていない水面下であって、あと2年、3年したらそれが水面に出てくるというような状態の悪化が非常に進んでいると思います。ですので、管理できているうちに農家自身、そして、地域自らで将来の状況を描けるようにしていくということがとても今、急がれている状態ではないかと思えます。

そのために何より重要なことは、農家自身から3年あるいは5年後に、自らの農地をどのように管理するのか、自ら管理するのか、委託をするのか、あるいは相続できるのか、相続できないのかというような状態を申告できるようにすること。申告という言い方は変か分かりませんが、互いに出し合える状態にするということ。そして、それを集落やもう少し広い例えば旧村単位ぐらいで取りまとめられるようにするということが肝要。そのような仕組みをしっかりと作っていくことが必要ではないか。それは猶予がない課題ではないかと思っております。

その上での意見ですけれども、御説明にありましたように、地域の話合いを促進すべく努力されてこられたが、話合いが低調になっていたり、あるいは、中間管理機構が随分役割を果たしているが、地域とのつながりが弱いところがあるという御指摘がありました。そのことから考えますと、第1に、農家とコミュニケーションが取れて農家の状態がつかめ、助言できるポジションにある農協、それから、農業委員会の活動は極めて重要ではないかと思えます。中間管理機構とこれらの組織あるいは機関が連携して動ける仕組みを作ることが必要なのではないかと考えました。

また、地域の話合いに関わる人・農地プランですが、この運用については格段の工夫が必要なのではないかと思えます。十分事情を通じていないところがあるかも知れませんが、アンケート調査のような手法では真の実情はつかめないのではないかと、農家にとっては、それでは、自らのことと受け止められないのではないかと思えます。

農家が自己のことしか視野に入らない状態では、なかなか見通しが持てず、諦めの境地になったり、成り行き任せになったりするものが必然かと思えます。地域で一緒に考えていける状態をいかに作るか。

例えば、思い付き的で恐縮ですが、こういうケースもあるということで一言述べさせていただきます。最近、環境政策の中で、環境問題の改善も自己の利益とは遠いので、各人が考え寄与するという行動を引き出すことが難しい中で、地域の20年後、30年後の姿を一緒に考えるという手法がでてきているようです。皆で将来の姿を描き、どこから行動を始めていくことが必要かを議論する、フューチャーデザインと呼ぶようですけれども、例えばそういう方法もあり、それがいいかどうかは別として、まだいろいろな工夫ができるのではないかと思えます。

そして、プラン作成の人手が不足しているということ。市町村職員が減少しているとか農業委員、推進委員の役割が位置付けられていないというご説明がありましたが、これについても地域、農家が自らのこととして取り組めるような仕組みを作ることが必要ではないかと思えますし、集落組織の役割あるいは農業委員、推進委員はもちろん、農協の協力なども総合すべきかと思えます。さらに、それを進めていく上で、人・農地プランの制度的な位置付けがどのようになっているか、十分なのかどうかにつきまして、もし、この場で何か御説明いただけることがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

すみません、長くなって恐縮です。関連して、農地利用集積円滑化事業ですが、これも、

あらゆる手段を統合して進めていくということから考えますと、廃止するというのではなくて、中間管理機構との連携をより強化していくことが必要なのではないかと思えます。

大きな2点ですけれども、中山間地の担い手不足ということがあり、委員からも御発言がありました。これにつきましては、例えば京都北部の状態などを見ますと、農協や自治体共同出資の大型法人を設立して非常に活発な農業経営を行い、成功している例があります。若手の就農も可能になりますので、地域の状況によるところもあろうかと思えますが、このような手法も積極的に奨励していくことが必要なのではないかと考えました。

最後に、第3点ですが、転用期待の抑制についてです。確かに検討が必要だと思いますが、もし法的に抑制するようなことを行うのであれば、私権の制限だけが先走らないように、農地の公共的側面を打ち出す農村整備計画なども整えるべきではないかと思えます。

日本では優良農地が既にかなりスプロール化され、農地が農地として機能しにくい状態があります。また、景観もとても悪化しています。遅きに失した感はありますけれども、今からでも取り組むべきことかと思えますので、少し総合的に考えていただいたほうが良いのではないかと思いました。

以上、大変長くなり、申し訳ありません。

○飯田座長 時間が限られておりますので、申し訳ありませんが、林委員もまず質問いただいて、まとめてコメントをいただければと思います。

○林委員 ありがとうございます。

幾つかございますので、まとめて申し上げさせていただきます。

まず、今の円滑化事業との関係につきましては、私は中間管理事業への統合一体化は進めるべきと考えております。ただ、一方で、円滑化団体によって集約化の独自の取組が功を奏している部分については、こういった取組を統合一体化の中でさらに進めていただければと考えておりますが、いかがでしょうかというのが第1点です。

農地中間管理事業について現状の確認と課題を整理いただきまして、ありがとうございます。資料1-1の20ページの図表を拝見しましても、10ページに挙げられているような現状の手續への不満が多いということがよく分かるところでございます。その不満の中でも、計画を2種類作ることが煩雑であるという点について、例えば市町村で集積計画を策定するときに配分についても計画案が策定できないか、年1回の利用状況報告も農業委員会の利用状況報告と重複するので一本化できないか、いかがでしょうか。また、中間管理事業の縦覧手續についても見直しをすることなのですからけれども、縦覧をやめる場合には第三者の参入機会を確保するための措置をお考えいただけるのか、というところを確認したいと思えます。

また、先ほど認定事業につきましては、局長からも農業者の広域化に対応して市町村のみならず国や都道府県レベルでも農業者を認定していくということについても御示唆いただいたと思いますが、人・農地プランのほうでも、新規参入検討者と受け手となり得る担い手の存在がマッチングできるような、農地利用状況や後継者の有無が分かるようなマッ

プを作ることをご検討いただけないでしょうか。

農地所有適格法人についての役員要件についてですが、150日以上、農業に常時従事するという役員要件というのはやはり厳し過ぎるので、農業のセグメントの分社化のためには、やはり役員要件の緩和が必要ではないかと思えます。

最後に、転用期待の抑制については、やはり転用できない場合を農地法で法制化するか、転用許可基準まで踏み込んだ手当てを行う必要があるのではないかと思えます。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。非常に多岐にわたる論点につき御意見をいただきました。

では、大田議長、どうぞ。

○大田議長 1点だけ。19ページ、「認定事業者の認定事務負担が増加している」とありますが、広域的な経営を行う認定事業者が増えていますので、市町村だけではなくて国や都道府県レベルでも認定することが必要ではないかと思えます。

以上です。

○飯田座長 中間管理事業から認定農業者、そして、転用期待と、3委員から多岐にわたる論点でございますが、順を追って御説明、御返答いただければと存じます。

○大澤経営局長 できるだけコンパクトにしたいと思えますけれども、皆さんの御意見、我々の分析ともかなり同方向ですので、全て参考にしながら検討していきたいと思えます。

今、お答えできる範囲でお答えいたします。

まず、人・農地プラン、地域の話合いをどう活性化するかにつきまして、新山先生からお話のありました環境政策におけるフューチャーデザインの手法、我々も研究しながらやっていきたいと思えます。やはり自分の中で閉じこもっているという言い方は悪いかもしれませんが、自分のことの中で考えているということからどうやって地域全体のことを考えることに至るかという手法としてなにか開発することが必要だと思っております。

円滑化事業につきましていろいろな意見がございましたけれども、これについては、我々としては具体的な方針はまだ決めておりませんが、今、活発に動いて、かつ特色ある活動をしているところについては、その活動を尊重する仕組みというのを設けたいということと、もう一つは、資料で書いてありますが、やはり担い手農家にとっては、こちらに行くのと円滑化事業の農地のリストがあって、こちらに行くのと農地バンクのリストがある。こうなると、全体としてまとまった農地を一体どうやったらできるのかという問題には対処できるようにしなければいけないということで、両方をどううまくバランス取るかということは今、やっているところでございます。

農地円滑化事業もそうなのでございますけれども、農業委員の活用なりJAの活用ということも言いましたが、これは地域によって大分違いますので、余り画一的にやるということは避けるような仕組みにしたいと思っております。

人・農地プランも法律上の位置付けをもう少し強調していきたい。今、言ったような精

神で、どこまでなるか分からないのですけれども、もう少し強調していきたいと思いますし、林委員からありましたマップ作りは非常に皆さんが気付かせるためにも大事な手法でございますので、それですべて見ていただいて、自分のところで後継者がいない農地がこれだけあるのだということを知って初めて外の人に相談しようかという気も起きてくると思いますので、ここで地域の話合いを重視すると言っても、外の人からの意見を閉ざすということにはしないように注意したいと思っております。

手続の問題について林先生から御意見がありまして、我々、先生と同じような方向で今、考えているところでございます。第三者への機会の確保もむしろ事前にやっていけるような仕組みも考えていきたいと思っております。

適格法人の役員要件については、これは農業者からのニーズということなので我々も前向きに検討しているところでございます。

以上です。

○室本農村振興局長 新山委員から、転用期待の抑制のために法改正する場合には私権等の制限、これについて十分な検討が必要だという御意見だったと思います。一方で、林委員からは、法制化するなり、あるいは転用許可基準を見直すことが必要ではないかという御意見だと思いますが、先ほど申し上げたとおり、これが全国的な現象なのかどうか。果たして、転用期待というのがあるのかどうかというところが、今のところ部分的にあるだろうというぐらいの感じですので、今、農地法の中に転用の制限という条項があって、そこに例えば利用集積に支障を生ずる場合には転用できないというような位置付けを取ることでもできますし、あるいは転用の制限に関する運用通知というのがあって、ここを触って、利用集積に支障がないような形にするという手もございます。

そういう法改正まで行くのかどうか、そこはもう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。いずれにしましても、転用許可基準の見直しというところは今回必要かなとは考えておりますので、そういう観点から、さらに検討を進めていきたいと思っております。

○飯田座長 何か補足する論点はございますでしょうか。

それでは、時間が参りましたので、議題1につきましては以上といたします。農林水産省の皆様、本日は誠にありがとうございました。

(農林水産省退室)

(南斉代表理事、北原理事長入室)

○飯田座長 続きまして、議題2に入ります。「農地政策の現状と課題について」。本議題については、先ほど農水省より御説明いただきましたが、実際に農地利用の集積・集約化を行っている事業者の方からもヒアリングを行いたいと思っております。

本日お越しいただきましたのは、一般財団法人栃木市農業公社代表理事の南斉様、公益財団法人長野県農業開発公社理事長の北原様です。

早速ではございますが、農地利用集積円滑化団体として、栃木市農業公社、南斉様より

御説明をお願いいたします。南斉様は過去に農地中間管理事業にも携わられた経験を踏まえ、農地利用集積円滑化事業のみならず、農地中間管理事業において御自身がお持ちの課題についてお話しいただければと思います。また、南斉様におかれましては、栃木市の副市長として市議会等の公務の中、お時間をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○南斉代表理事 改めまして、おはようございます。栃木市の副市長の南斉と申します。よろしくどうぞ。

私、7月1日付で栃木市の副市長になりまして、その前は栃木県の農業振興公社の理事長でございまして、県の農政部長から振興公社の理事長、農地中間管理事業の始まりからずっと見させていただきまして、今回、こういう席にお招きいただきまして、本当にありがとうございます。

では、早速ですけれども、私が考えているお話をさせていただきます。ペーパーは資料2-1というのを御用意させていただきました。

農地、ここに出し手、担い手、受け手、そういう整理をさせていただいていますけれども、農地は貸すというのともう一方で売るという2つの手法で農地を集積・集約していく方法があるかと思えます。

利用権を設定いたしましたして、本県、栃木県の場合は農地利用集積円滑化事業のほうが現時点で農地中間管理事業よりも面積的には多い状況になってございます。そこについては、課題として手続期間とか中間管理機構と円滑化事業の貸付期間の違い、それと地域ぐるみでの話合いの場というように書いてありますけれども、そういった中で、なかなか手っ取り早い、既に先行して始まっていた農地利用集積円滑化事業のほうにどうしても、私も栃木市の農業公社の理事長で、代表理事ですが、市町村もまだ中間管理事業よりも円滑化事業のほうに、どうしても簡単なほうに行っているというのが現状かなと思っています。

一方で、右手に担い手の部分がございますけれども、人・農地プラン、地域ぐるみでの話合いの場ということで、この人・農地プランというのを先行して作ってきたわけですが、栃木市も1市5町を合併いたしました中、旧市町村単位で人・農地プランというのが作られてきたわけです。合併してもその旧市町村境のところは合併したからといって、それがリニューアルしたかというようになると、していないのです。ですから、用水でつながっていても旧市町村単位でどうしても人・農地プランというのでできているので、その枠を超えてというのがなかなかできないという現状がございます。

そういった中で課題としては、私は個別経営体、農家単独、家族経営をやっている農家と、組織経営体、法人、そういうような区分になるかと思えますけれども、課題の中で2ページをお開きいただくと、担い手自身が高齢化してきています。栃木県でも平均年齢が70近くになっているという現状がございます。

ここに事例を3つほど載せさせていただきましたけれども、家族経営をやっていた大規

模農家、30ヘクタールぐらい集積をして大々的に土地利用型をやっていた農家がございます。これはお父さんが農協の組合長をやっている方ですけれども、息子さんがいらっしやいまして、その方が悲しいことに急死されました。そういったときに後継者の奥さん、まだお若いのですけれども、農地を相続するのですが、なかなか女性単独ではその面積をこなすというのは大変厳しいということになりました。家族経営で旦那さんが急死していったときに、では、後継者不在で一旦集積した農地をどうしていったらいいかという問題が出てきます。前のページに契約の担保というように書かせていただきましたけれども、個別経営体ではなかなか現状の中間管理事業では担保できるものがないのかなというような危惧をしているところでございます。

そういったことで、やはり私はこれから家族経営ではなくて法人化を進めて、法人であれば継続性といった部分で、誰か構成員が1人欠けても継続していく。そこが家族経営と組織、法人の違いです。契約上、中間管理事業も10年というロングスパンになってくるわけですけれども、そういった中で今の家族経営で本当にいいのかという部分がございます。

あと3ページ目に農業経営の法人化。私は法人化を進めていくべきだ、中間管理事業もそうですけれども、それを推進していくならば、一層法人化を推進していくべきではないかというように考えてございます。

3ページ目に法人化ですが、私も産業分野にもいたことがございまして、中小企業への支援の仕方。農水省は一生懸命、法人化、法人化というように進めていますけれども、いざ法人になった、その法人への支援というのがやはり経産省とかに比べると農水省は弱いのかなという気がしてございます。そういった中で、やはり中間管理事業を進めるのであれば、一層法人化も進めていくべきだというように考えております。

先ほど旧市町境を越えてという中で、やはり一方で、集積をしてもそこが究極の目標ではなくて、私は集約だと思っています。営農上とかそういった部分では、ただ単に集めるのではなくて、作業の効率を考えたら集約化というのが究極の目標かなと思っていますところ。

関係ないのですけれども、最後に規制改革の話なので、農村部も高齢化が進んでどんどん人が少なくなって、先ほど亡くなったというお話がありますが、それに伴って学校が廃校になるということがあります。廃校になった学校をいざ何かにしようと思うと大体が廃校になる場所は市街化調整区域です。そうすると、都市計画法上とか開発の問題が出てまいります。そういった中で、地方の公共団体は廃校をどう使っていくかというのに苦慮しているというのを一言最後、付け加えさせていただいて、私からは以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○飯田座長 貴重な御指摘、ありがとうございます。

続きまして、農地中間管理機構として、長野県農業開発公社、北原様に御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

○北原理事長 長野県農業開発公社理事長をしております北原でございます。

御紹介のありましたように、県から中間管理機構の指定を受けて、合わせてさせていただいております。実は私、この4月から理事長ということにして、前任は県の農政部長でございます。37年間、長野県の農業振興、農政に関わらせていただいたことも含めまして、今日、少しそういう関係では公務員的な資料で恐縮ですけれども、私見も交えながら御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-2の1ページの長野県の農業の特徴ということでございますが、長野県、非常に南北に長い、非常に広い、さらには農地の標高差も大きい。海なし県でございます、大体300メートルから1,500メートルの間に農地が点在をしている。80%は500メートル以上という高い標高にあります。水田につきましては、中山間ということの中では30%、3割が傾斜度20分の1以上という非常に傾斜度があるところでございますし、総農家数は全国一ですけれども、耕地面積はごらんのとおりということで、1戸当たりの平均、単純に割りましても1ヘクタールということで全国の半分というような状況。

こういう中で長野県が農業生産をどういうように生き残るかということの中で、先人たちの考え方というのは農産物生産額2,916億の7割以上を園芸作物に特化した農業生産になっているということでございまして、そういう意味では、全国の都道府県の中では非常に特異な状況ですけれども、裏を返しますと、日本全体で見ると縮図のような県であるのではないかなと考えております。

そういう中で、農地中間管理事業の実施状況でございますが、2ページにございますけれども、ざっくりと言いますと4年間で7,745名の方から2万筆余の農地を預かり、2,936ヘクタールを集積しております。これは1筆当たり14アールという非常に小さい面積の農地を数多く集めさせていただいたという中で、なかなか面積は伸びないというのが現状でございます。一方で、お借りした農地を1,059名の担い手にお貸しをしております、1担い手当たりですと268アールということで、お借りした方からお預けしている方には約7倍の面積になっているということで、農地の集積ということの中で、効果のある事業になっているのではないかなということは認識しております。

ただ、一方で、利用率、なかなか上がってまいりませんので、取組といたしましては、当初、10年であった権利設定を5年、さらには平成29年6月からは円滑化事業等との兼ね合いもございまして3年という短いスパンも運用の中で進めさせていただいて利用率の向上を図っております。

また、配分計画の手続が標準2カ月余ということで長いということの中では、マッチングができているものについてはもう集積計画のときに同時に配分計画もするということの中での事業期間の短縮、さらには県の公告を県報掲載からホームページにするというような中で、今、標準的には1カ月で進めるという形にさせていただいております。

もう一つが関係機関の5者合意ということでございまして、これは2ページの(3)ということで下のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、昨年8月に県とJA長野中央会、農業会議、それと私ども、さらに土地改良事業団体連合会、この5者で関係する団

体機関が一体となって農地中間管理事業を推進しましょう。そういう中では、農振地域内の農地集積については円滑化事業からの付け替えも含めて中間管理事業の活用を基軸としましょうということで合意をいたしました。

ただ、これは県の団体の合意だけでは物事は進まないわけですし、それをいかに市町村の農業委員会ですとか各単協のJA、さらには土地改良区、こういうところの実務をする方に御理解をいただくかということが重要な鍵でございまして、そこを現在、鋭意進めております。そういう中で下の表にございますように、5者合意の効果と、まだきちんと分析できていませんので単純には言えませんが、平成29年度と平成30年度の前期を比較しますと、集積と配分どちらも1.5倍になっているということで、やはり円滑化事業の終期を迎えたものの、更新に当たっては円滑化事業から中間管理事業へ移していくのだということを経営委託先として農協さんがしっかり入っていますので、そういう中で意識付けをしながら、今、進めているという状況でございます。

ただ、一方で、相対も含めてですが、契約期間中のものについて中間管理事業への付替えというのはなかなか容易ではないということは付加えさせていただきたいなと思っております。

もう一つが、農地基盤整備事業との連携等によります中間保有の取組でございまして、それは3ページにございます。

1つは圃場整備事業に合わせて中間管理権を設定させていただいて担い手へ集積するというので、富士見町ではトマト等の施設栽培の大規模法人、ここに集約させるというような動きをさせていただいておりますし、東御市では約30ヘクタールの遊休桑園をワイン用ブドウの生産団地に変えていくということで、ここは地権者が134名の412筆ございます。それを基盤整備しまして、今の状況では6法人の174筆くらいまで集積したいというような動きをさせていただいております。

駒ヶ根市の宮の前というところは結構市街化が進んでいる農振農用地で圃場整備もされていないところですが、そういうところで大規模な集落営農法人に転貸をしていきたいということでやっております。

国が新しく事業創設していただきました中間管理機構関連農地整備事業につきましても来年度の採択に向けて2地区、私どもは動いております、1地区はレタス等の野菜、もう一地区はリンゴ等の果樹ということで、こういう土地利用型でないところでの事業効果をこういうモデル地区を先導にしてやっていきたいということで進めております。

また、ウに県独自の事業として、集団農地の中で遊休化しているようなところ、こういうところの特に果樹等で病害の発生が危惧されますので、そういうところに対しては私どもが中間管理権を設定させていただいているという事例も少しでございます。

長野県、これからどうしていくのだということの中では4ページにございます。時間がないので細かくは言いませんが、ざっくり言いますと、5年後には1割の中核的経営体が過半、5割以上の耕地面積を担い、農業生産額の8割を担うような構造に持っていきたい

ということで考えております。そのための施策というものの中では、現状、農林水産省の施策の中で数々の施策がございます。そういうものをしっかりと活用させていただきながら、ここに記載のような取組をしていこうということで考えております。

ただ、一方では、5ページ、6ページをごらんいただくと分かるのですが、私どもも農業法人については大きく伸ばしていきたいという計画になっておりますが、それでも5年後の計画で1,080ということをございまして、中核的経営体の1割でございます。裏を返しますと、9割は家族経営体。こういう方々がきちんと農業生産を担っているという構造というのは現実としてあるわけですし、そういうところもしっかりとサポートする必要はあるのだらうと思っております。

5ページの下の方に品目別の単位面積当たりの生産性がありますが、米については果樹、野菜、花卉に比べると当然のこととして土地生産性は低いということでございまして、そういう中では米等の土地利用型作物については農地の拡大・集積というのは非常に大きな効果があり、中間管理事業の意義は非常に大きいと見ているところでございます。

6ページに、現実に農地利用、横串でのきちんとした統計がないのでいろいろなものを寄せ集めで推計にしておりますので概数という形ですが、現実には利用権設定、相対の中で昭和55年からの40年近くの中で大規模農家が個々の農家と信頼関係を結びながら集積してきて、大規模農家の中ではそういう利用権設定で150ヘクタールくらい集積している大規模法人もあるということ。そういう中では、やはり中間管理事業への移行というのは事業の信頼、地域の信頼をしっかりと得ながら、多少、時間は掛かっても順次移行していくということが必要なのではないかなと思っておりますし、6ページの下の方にそれぞれの地域ごとに農業構造、土地利用の構造というのも大きく違うのだということもまた一方では御理解をいただければと思っております。

最後に7ページでございますが、私どもの5カ年計画の中で中核的経営体の9割を占める家族経営体について目指していく方向の事例としてお示ししてございます。

水稻等ではやはり大規模化が必要であらうということです。ただ、果樹、野菜、施設のものについては、ある程度の規模拡大が必要ですが、20ヘクタール、30ヘクタールというのは法人経営では必要になりますが、個別経営の中では3ヘクタール程度でも十分な経営が成り立つ。そのときには、貸借だけではなくて売買というような事業もある一方では必要なのではないかなというように考えているところでございます。

最後になりますけれども、2点ほど付け加えさせていただきますと、今、いわゆる担い手への生産性の向上という話をさせていただきましたが、4ページの下の方に担い手に集積すればするほど、今度は農村では確実に人口が減ってくるわけでございまして、農村をどうやって維持していくのだということも併せて考える必要があらうというように思っております。それは担い手だけではなくて自給農家も様々な地域住民も含めて維持をしていく。そこは生産性だけで割り切れない農地の利用の仕方があるのだらうと思っております。そういうところの農村政策支援というものも合わせて両輪として必要ではないかな

というのが1点でございます。

もう一点は、4ページの上のほう、2015、2022の耕地面積の中にその他というのがあります。ピンクのところでございますが、ここが耕作放棄地ですとか不在地主ですとか土地持ち非農家さんの面積です。これはきちんとした面積も統計上、なかなか寄せ集めの推計でございますが、このところが将来的にどういう土地利用をしていくのかというのは、やはり大きな課題なのであると思っております、そういう中では遊休農地であってもきちんと地域の合意を得て土地基盤整備等をし、生産性の高い農地へ転換するところも必要かと思いますが、適正な管理の中で山林に戻していくという施策、それももう一方では必要なのではないかな、そういうことをやるのはまずは地域住民の地域合意、そういうところも人・農地プランの中でこれからの課題として検討がされればよろしいのではないかなというように考えております。

少々長くなりましたが、申し訳ありません。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

では、少しまずは私からで、ちょうど長野県の取組の中で関係5団体での協議のところなのですけれども、農地利用最適化推進委員という28年からの制度ですが、この活動を経て農地利用最適化推進委員の関与の中で人・農地プランというのを使って活性化していく。これによって長野県の間管理事業というのがどのように活性化したのか、何かもう少し追加の説明があればお願いいたします。

○北原理事長 農地最適化推進委員ですけれども、やはり現場では正直、農業委員さんとの違いと、それから、農地利用の流動化という中で、今まで農業委員さん、農協、行政が一体になって営農支援センターという組織体を作っている地域がございます。そういうところでは集落営農が進んでおまして、この資料でいきますと6ページの飯島町とか宮田村のような事例でございますが、そういうところは人・農地プランに最適化推進委員の方々もしっかりと入っていけるということです。

ただ、なかなかそういうこと取組のないところでは、私達は何をしたらいいのだという戸惑いも正直、まだまだございます。そういう点の中では、私ども、農業会議を中心にして農業委員さん、最適化推進委員さん、どういう人・農地プランへの関わりをしたらいいのかとか、地域でどういようにしたらいいのかとか、そういうところの行動指針のためのパンフレット等、そういうものも作りながら進めているということで、正直、これからというのが現実なのかなとは思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、三森専門委員、どうぞ。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私も長野の理事長にお伺いさせていただきたいです。私は隣の山梨県から参画させてい

ただいているのですけれども、やはり先ほど座長もおっしゃられたとおり、5つの団体が活動を一緒にされるということはとても難しいことであって、お話の中でも今後、例えば現場にこれらの円滑化事業の継承ということをもっと組織もそうだと思うのですが、現場の農業者の方々にどのように推進されていかれるかというところが私は問題ではないかというようには思っているのですが、イメージとしてはどういように考えられているのかというところと、あと長野は市も農協も、とてもいろいろな事業をされていらっしゃるというように私も隣の県で、とても活発にやっているというように思っております。

この中で、今、少し問題になっている担い手とか認定農業者、かなり長野は新しい方々も参入していらっしゃる。個人も参入していらっしゃるというようには私も何人も存じているのですけれども、こういった中で認定農業者に関わる進め方に関して、例えばどのような御指導をされているのか。

特に農政部長もされていた経過もあるというようには思っておりますので、これは長野だけではなく、同じく栃木のほうに関しても、私も栃木のほうにも実は行かせていただいて、若手の方々を組織立って活発に支援されていることを存じておりますので、お二方、合わせて認定農業者に関しては両サイドの方々がどういように進めていって新規とか、あと若手の認定農業者を育成されているのかというところをお伺いさせていただきたいと思っております。

○飯田座長 では、北原様から。

○北原理事長 まず認定農業者のほうですけれども、基本的に認定農業者は市町村の認定になっております。そういう中で、私ども、できる限り新規参入者、外からの法人等の参入、こういう方々も含めて認定農業者制度に乗った方々のメリット措置が出るように認定農業者の認定を市町村のほうへしっかりと働きかけているということですので、もう一方では、新規就農者、年間250名を確保しようという全体計画の中では、県としていわゆる里親研修とかそういう制度を平成15年から進めておりますので、そういう中で新規就農者がきちんと入ってくる。私どももそういう取組の中で、それぞれの市町村公社ですとかJAさんも新規就農者を研修というような形の中で一定期間雇用して農地も確保し、地域に根差していくということを進めております。

ただ、1点、再認定がなかなか落ちているということも一方でありまして、そういう中で認定農業者が伸びないという現実も一方ではあるのかなと思っております。

あと、5者合意の現場でのということですので、実は中間管理事業の業務委託先の中でJAさんを業務委託先にしているところもありますし、もう一つには、農業再生協議会というところを委託先にさせていただいている市町村があります。この農業再生協議会は、市町村においては農協さんが多く事務局を持っています。農協さんが取り組んできた円滑化事業の更新のときには、中間管理事業へ持っていこうということを5者合意の中でも明確に書かせていただいておりますので、現場で円滑化事業から中間管理事業への切り替えということを進めていこうというのが現実でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、南斉様、どうぞ。

○南斉代表理事 新規就農も含めてお話ししますと、前任の栃木県農業振興公社には新規就農者に対するワンストップ窓口を県で、そこに公社が担っている。市町村の副市長になりましたので、栃木市等に行くと、市は市で地方公共団体として一生懸命、新規就農対策をやっているというのが現状です。

そのやり方として受け皿なのですけれども、やはり施設で言えばハウス、トマトなどについてはトレーナーで、技術をそこで学ぶというシステム、そういう部会がしっかりしているものもございます。

一方で、先ほどから法人化の話をさせていただいていますけれども、法人が新規就農の受け皿となって若い人が土地利用型でも結構入ってきている。やはり土地利用型だけでは雇用の話がありますのでなかなか難しいので、最近、栃木県は、私は露地野菜と言っていたのですけれども、今は土地利用型園芸というように言って、ネギ、タマネギ、そういう機械化ができるような。米麦プラスネギという法人も、今年、そこが大賞を獲った状況で、かなり若い人が入ってきているという現実がございます。よろしいですか。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、大田議長、どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

南斉さんに2点、お伺いします。

法人の経営支援が十分ではないということで、「サポートする専門家の確保」とありますが、この専門家というのは具体的にどんな形で確保するのがいいのか、もしお考えがあればお聞かせください。

もう1点、農地の集約化について、集約の度合いといいますか、進捗度合いを「見える化」するような工夫が必要ではないかと思うのですが、お考えがあればお聞かせください。

○南斉代表理事 では、最後のほうから。これは集積面積を畦畔で割ってみれば、1枚に大きくしている人たち、当然いますから、そういう数字で割り戻せばきっと畦畔を入れなくて大きく自分たちで平らにしてやっている人たちもいらっしゃいますので、そういうことが1つの数値化できる方策かなと思います。

次に、法人へのサポートなのですけれども、はっきり言って社労士さんとか基本的に雇用とかそういった部分で意外と農業団体でも多分、今はやりの農福連携とかそういうようにやったときに、ほかの省庁の助成金とかももらえることがあるのだと思うのです。そういうところについて農業者自体でなかなかアンテナが低いというか、そういうアンテナを持っている社労士さんとかそういう方がどこにいればいいかというとな難しいですけれども、県の例えば農業振興公社等にそういう組織立って法人化を支援していくセクションがあるといいかなとは思っています。

○大田議長 ありがとうございます。

○飯田座長 では、藤田専門委員、どうぞ。

○藤田専門委員 先ほど5者というのがありましたね。これは5者合意の物ですけれども、新潟県の場合は農業法人協会が入っているのです。地域によって非常に進むという。要するに現場が入っているということが非常に合意の中で進んでいるということが1つです。

あと5年後の見通しの自給的農家が増えているのですね。やはり長野というところはきっと特殊なのですね。というのは、例えば新潟の場合だったら、機械化とかそういうことがあるのでどんどん辞めていかれて集約していくので、自給的農家というのはなかなか出てこないというのがあるのです。

ここで農業法人を作っていくという中で、1戸1法人でもいいのです。雇用なのです。そうすれば後継者というのは出てくるので、全て大きな法人にしていく必要は全くないかなと思っております。できればそういう形ででもある程度の次の後継者を作るための仕組みを作っていくことは肝心なことかなと思ってまして、そういう面で合理的なことと含めて両方合わせて私は進めていってもらえればかなと思ってます。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○北原理事長 自給的農家、これは5年間のある意味、短いスパンでございます。そういう中で見ていただくと分かるのですけれども、その他農業経営体の率が高いのです。ですから、私どもの振興方針としては、その他農業経営体の中から中核的経営体へ経営規模を拡大していただく方を作るとともに、当然、流れとして、その他農業経営体が自給的農家に移っていくという方もいらっしゃるということの中でこういう数字になっております。

当然、70歳以上、80歳以上の自給的農家もございますので、そういう方の減少とその他農業経営体からの移行、さらには定年退職される方々の参入ということの中で、推計としてはこういう数字を持っているということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

では、議長代理、どうぞ。

○金丸議長代理 御説明ありがとうございます。

南斉さんに御質問させていただきたいのですけれども、資料2-1をお使いになられて御説明を伺いました。この農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業と矢印で組織があって、先ほど農水省の御説明でも、この農地バンクの手續の簡素化を求める農業者の声が多いというように伺ったところなのですが、その手續の簡素化等について何かお考えがあればお聞かせいただきたいのと、今後、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業との役割分担というか、あるいは役割強化というか連携強化というのでしょうか。今後の両組織の将来の見通しについてお考えがあればお聞かせいただきたいのです。よろしく願います。

○南斉代表理事 手續の簡素化については、とにかく契約書が膨大な資料になってしまいます。それを10年間という縛りの中で取っておくだけでも大変だと。栃木県農業振興公社

の2階が抜けやしないかいというぐらい、1筆1筆の契約ですから、そういうものがござ
います。そこが電子化等になればきっともう少し楽なのかな。これは法務局自体もそうだ
と思うのですけれども、地図というか、登記所なども考えるとそういうことがあるかなと
いうように思っています。

それと、円滑化事業と農地中間管理事業、長野県さんはもう既に5年を3年にしている
という特例でやっているのです、基本的に栃木が真面目すぎるのか、やっと5年にしたぐら
いの話なので、そういったものをフレキシブルに本当に動かせるのであれば、当初、我々
は10年という話を伺って、それでスタートしてきた部分がございますので、そういった中
で、2本立てで走らせていることがいいかどうかというのは、私がここでお話しする話で
はないかなという気がします。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、新山委員、どうぞ。

○新山委員 北原さんにおうかがいしたいのですが、先ほど5者合意の話が出ていたとき
にお伺いすべきだったかも分かりませんが、関係する組織、団体が一体となって農地中間
管理事業を推進しておられるということですが、どのようにしたら関係する組織が一体に
活動できるようになったのか、そのあたりの経緯といいますか、ポイントを教えていただ
ければありがたいです。

○飯田座長 お願いいたします。

○北原理事長 先ほどの資料の中でも飯島町とか宮田村のように、ここは利用権設定が現
実にないというのは、1村1農場ということの中で農協組織や地元の行政が一体になって、
円滑化事業ができたときにこれを活用して農地の集積をしていこうということで取り組ん
だところです。そういう中でいきますと、10年経たないうちに中間管理事業ができて、そ
こへ変えていけと言われてもなかなかそうはいきませんよというのが現場の当時の実態の
声としてはございました。

ただ、いろいろな中で中間管理事業の公共性ですとか、そこへの支援措置のメリットで
すとか、逆に言いますと限られた予算の中でメリット措置が出てくるということでは、一
方では、取り組まないことによるデメリットも生じてきているわけですし、そういうこと
を総合的に勘案する中で、農業振興をこれからやっていくときに、今までの経過だけにこ
だわるのではなくて先を見ていきましょうということの中でJAグループさんとも一緒に話
をし、これからのものについては中間管理事業を基軸としましょう。ただ、今まで培っ
てきた円滑化事業を無理やり変えていくということではなくて、終期の来たものを中心とし
て切り替えていくという手続をしていきましょうということ合意して、今、そこを進め
ているというのが現場の実態でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見はありますか。

では、議題2につきましては以上といたします。

南斉様、北原様、本日、誠にありがとうございました。

(南斉代表理事、北原理事長退室)

○飯田座長 続きまして、議題3に入ります。議題3は「農業用ドローンの普及拡大に向けた意見(案)」についてです。

本議題については、農業分野における無人航空機の利活用の拡大に向けて議論を深めてまいりましたところ、本年6月に閣議決定されました規制改革実施計画に記載した事項のほかにも、最新型ドローンの農業分野への活用を阻む規制があるということが分かってまいりました。そこで、当ワーキング・グループとしては、本件につきまして意見を取りまとめ、その意見(案)を準備いたしました。

事務局より説明をお願いいたします。

○小見山参事官 お手元、資料3「農業用ドローンの普及拡大に向けた意見(案)」というWordの資料に基づいて御説明を申し上げます。

まず柱書でございますが、最新型ドローンを活用すれば、費用、農薬の散布の省略のみならず画像分析によるビッグデータ収集、AI分析による生育状態の把握、収穫量の予測など農業の生産性の向上が可能となるということであります。農業の成長化に向け、ドローン技術の進歩に後れることなく、スピード感を持った規制・制度の見直しが必要であるということでございます。

全体、まず2部構成になっておりまして、1ポツが規制の見直しであります。

規制の中に3つございまして、航空法に基づく規制、農薬取締法に基づく規制、電波法に基づく規制があるということでございます。

まず航空法に基づく規制でございますが、現行制度としてドローンに関しては国土交通省の審査要領が存在するというところでございます。農業分野については、この審査要領に加えて農林水産省の技術指導指針に基づく制度も存在するというところでございます。この技術指導指針により、一般社団法人農水協さんが航空法上の代行申請を行うことのできる登録認定等機関として認められている。併せてオペレーター、機体の認定事業も実施しているということであります。

2ページ目でございますが、問題点としては、農業の現場において農水協が航空法に基づく許認可権限を有しているという誤解が存在するということ。

2つ目のポツであります。自動操縦機能、カメラ機能などを備えた最新型ドローンが農水協によって受け付けられていないということが存在するというところでございます。

以上に基づき実施すべき事項としては、①でございますが、最新型ドローンについて現在の技術指導指針を廃止する。

②無人ヘリコプターについては航空安全に係る事項は国交省の審査要領若しくは国交省、農林省共管による通達により規制。農薬安全に関する事項は農水省が新たなガイドラインを策定するというところでございます。

③ですが、国交省の審査要領でございますが、一律に10時間の飛行経歴要件を課してい

るということではありますが、一定の講習を受けた実績がある場合には、この経歴要件を不要とするということでございます。

3 ページ目に行ってくださいまして、規制の2 番目、農薬取締法でございます。

問題点でございますが、ドローンで事実上活用できる農薬は約500種類にとどまっており、例えばかんきつなどについて見ると、わずか2 種類であるということでございます。

ポツを1 個飛んでいただきまして、陸上散布において認められている農薬のドローン散布に当たっては希釈倍数の変更が不可欠である。この際、改めて農薬メーカーの登録・表示が必要になり、FAMIC、農林水産消費安全技術センターによる検査が必要となるが、数千万円のコストが掛かる。これが問題点であります。

実施すべき事項であります。

まず①でございますが、散布などの使用形態においてドローンを使うか否かは農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。

②でございますが、希釈倍数の見直しを行う変更登録の場合、FAMICの検査において作物残留試験を不要とし、検査コストの大幅な削減を図るということでございます。

(3) の電波法でございます。

現状の問題点、2 つ目のポツでございますが、電波法上、陸上移動局は陸上移動中、または特定しない地点に停止中運用する無線局と定義されており、ドローンは陸上移動局として認められていないということでございます。

次のページに行ってくださいまして、実施すべき事項であります。2 点ございまして、陸上移動局として携帯電波を利用可能とする場合の要件について、総務省が技術的に検証し、明確化する。

②でございますが、本年度中に必要な実証試験を行い、必要な検証内容に基づき、ドローンの携帯電波利用拡大のための必要な制度改正を行う。制度開始までの間についても、より簡単にLTE通信などを使用できる仕組みを構築するということでございます。

以上が規制関係でございますが、2 ポツで農業用ドローンの普及に向けた取組であります。

まず(1) でございますが、農林水産省が中心となって総合的なドローンの導入計画を策定するということでございます。この中でドローンの導入の目標値でありますとか、ドローン用農薬と位置付けられる農薬品目の目標値などを定めるということでもあります。

(2) であります。農林水産省におかれては、民間事業者のニーズを酌み取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために官民の協議会を立ち上げるということでございます。

以上、簡単ですが、御説明申し上げました。

○飯田座長 ありがとうございます。

本意見案は先週来、事務局から意見照会が何度かあったかと存じますが、ただいまの御説明について質問等がございましたら、お願いいたします。非常にタイトなスケジュール

の中、御苦勞された部分も多いかと思えます。調整、ありがとうございました。何かございますでしょうか。

ありがとうございます。

本日いただいた意見案について皆さんにも御理解いただいたものとしたいと存じます。では、本件について規制改革推進会議農林ワーキング・グループの意見とすることを決定したいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○飯田座長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただき、規制改革推進会議農林ワーキング・グループ意見として公表に向かいたいと思えます。議題3については以上です。

(農林水産省入室)

○飯田座長 では、議題4に入ります。

議題4は「国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて」です。平成30年6月、閣議決定されました規制改革実施計画に記載のとおり、林業の成長産業化に向けた施策として、国有林野の一定区域については民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて法律案を整備されているかと思えます。

本日は、国有林野事業の現状と課題及び木材の生産流通構造改革も含めた現時点での検討状況について、農林水産省林野庁様より説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○本郷次長 林野庁の次長をしております本郷でございます。

本日、このような場をいただきまして、ありがとうございます。

お手元に資料4という当方の資料がございます。

1ページ目でございます。左側の絵にございますように、現在、木材の生産量も若干増えてまいりまして、約3000万立方メートルの素材生産の量になっております。自給率的には36.1%というところまで回復をしてきているという状況でございます。

このように主伐期を今、我が国の森林資源が迎えているところは皆様御案内のことと思えます。これを使って循環をさせていくためには、意欲と能力のある林業経営者を育成していくということを考えておりますけれども、右側にございますように、その伐採の生産性というのはまだ望ましいところには届いていないということでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思えます。

昨年来、御議論いただきました新たな森林管理システムという中で意欲と能力のある林業経営者を育成するというのを考えておりまして、今年の6月、森林経営管理法が成立しまして、経営管理をされていない森林を集約していく仕組みというのが構築されました。一方で、このような林業経営者の大半は事業量を増やしたいというように思っているわけですけれども、供給をしていくために、左にございますように長期的に安定した事業量

がないと投資ができないということでございますし、右側にある川中の製材工場等の加工流通業者は安定した木材、原木の供給がないと事業を大きくできないというようなことで、お互いに国産材を活用したいという意向、状況はあるわけですが、なかなか踏み出せない、お互いに二の足を踏む状況になっているということでございます。

我々として、この状況を打開するためにどんなことが必要なのかということで、課題を考えております。3ページでございますけれども、川上の意欲と能力のある林業経営者は生産量を増やしたいと思っておりますが、事業量の確保が課題。川中の加工流通業者においては、原木を安定的に調達できるか、供給してもらえるかということを課題に挙げているというのは、今、御説明したとおりです。川上、川中ともマーケットインという意味で販売先の獲得をきちっとしていくということが課題になっているということで、川上と川中、川下の間に生産量を増やしたいと言って、安定調達をしたいというところにお互いの思いはあるのですけれども、実際にそれができていないということで安定的な利用が進まない大きな要因となっていると思っております。

こうすることで、マーケットインという最終的な利用の状況を、川中、川下の原木調達の意向を踏まえて、意欲と能力のある林業経営者が森林あるいは機械・人材等を効率的に集めてまいりまして、木材を供給する仕組みがあれば、そのところがうまくいくのではないかというように思っております。

具体的に4ページ目で御説明させていただきたいと思っております。

マーケットインということで、川下の業者さんのところを上に書かせていただいておりますけれども、こういう川下の加工流通業者、さらには木材の実際の利用をされる方々、こういう方と林業経営者あるいはさらに森林所有者というところに長期的な取引関係が安定的に結ばれていないということでございます。そして、需要量は川上を安定的に供給することができるかどうか不安があるところが2番目でございます。

川上から川下まで連携して新規事業に取り組むためには、なかなかそれに対する資金を確保するという点についても不安があるというようなことが課題ではないかなと考えております。

また、山においての課題として、機械・人材投資をきちっとしていかなければいけないということのために事業量を安定的に確保していることが重要であると思っております。

右側の対応方向でございますけれども、今のような課題に関しまして、川上から川下まで連携して長期的な取引関係を確立することを目指すようなインセンティブを高めることができないかと思っております。また、川下の実際に木材を使われる方等については、今、政策の対象からなかなかできない部分があるので、それを政策対象として見ることはできないか。特に国産材の新規活用対策について資金供給を円滑化するというようなことができないかどうかというように考えております。

また、山側では、昨年来、御議論いただいた新たな森林管理システムによって集積をして事業量を確保していくということに加えて、国有林において現在の入札制度にさらに加

えて長期に安定的に供給する仕組みというものを先ほどお話がございましたが導入できないかということ。

最後の○は懸念事項として、その際、国有林からたくさん材が供給されるということになると、民有林からの供給を圧迫することにならないのかということで、そういうことにならないような仕組みを考えたいと思っております。

5 ページ目でございます。国有林、今、どんな仕事のやり方になっていて、それをどう直そうとしているのかということを模式的に書かせていただいております。現行の伐採というのは伐区と書いてありますけれども、実際に主伐をする区域等に関しては、こういうところを設定して、それを1カ所1カ所、毎年、入札をかけて、この伐区Aを入札にかけ、伐区Bを入札にかけというようなことをやっております。ですので、同じ会社、事業者が必ずA、B、C、Dの仕事を取っていいということではなくて、そこに書いてありますようにA社、B社、C社、D社がそれぞれ仕事を取るということももちろんありまして、そういう意味で、事業者からすれば将来の事業量がきちっと確保できるかどうか分からないという状況でございます。

これを右にありますように一定の区域の中について、その立木を伐採するというようなことをできるようにできないかということでございます。点線のような区域に長期にわたる伐区設定を可能にして、林業経営者が安定的に伐採を毎年できていくというような仕組みをこの模式図のようにできないかというように思っております。

その際に、下に書いてございますけれども、こういうことをするためには一応安定した権利という形で、国有財産でございますが、この国有財産に対して権利を設定することができないかというように考えております。この権利というのは立木を伐採することができるということを権利設定したいということでございます。

2点目、先ほど申し上げましたけれども、民有林からの供給を圧迫しないような仕組みになるようにということでございます。これについては全体の需要を拡大できるような形で川下と連携をして伐採の供給量を増やしていくというようなことが可能になるようにしていきたいと思っております。

3点目は、とはいえ、国有林は公益的機能の発揮を求められておりますので、公益的機能の維持増進をきちっと確保しながら伐採を過度に集中させて大量に伐採するというようなことにならないような手当ても必要だと考えております。

また、主伐後の再生林をどうきちっと効率的にやっていくかということも課題でございまして、今、こういうことをできるように仕組みを関係省庁と連携して検討しているところでございます。

6 ページ目でございます。今、お話をした中でもう一点、需要の拡大をしていただいて、そこと連携するような事業者を創っていくということをお話しさせていただきました。現状、川上と川下において、この連携で我々の政策というのを考えてきたわけですがけれども、最終需要が考慮されていないというような課題ですとか、国産材の安定的な利用のために

は川下に対しての手当ても必要ではないかというように考えておりました、新たな連携として、川中から川下までウイングを広げて連携をする、こういう形を取れるようにして、こういうことに関しての意欲と能力のある林業経営者を先ほどの国有林の長期・大ロットの安定的な供給に手を挙げていただけるようにしていきたいと思っております。特に川下の木材の製品の利用者、中小住宅生産者あるいは家具の製造業者、木質バイオマスの事業者、こういう方に資金供給の円滑化ということで金融措置でございますけれども、そういうことを加えるような仕組みを現在、併せて検討しております、国有林の長期・大ロットの供給制度と川下まで需要拡大をする仕組みを併せて、今、法律の検討をしているところでございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

では、長谷川座長代理、どうぞ。

○長谷川座長代理 5ページの新たなスキームの点線のところでございますけれども、この点線の部分を受けるためには、それは入札でやるのでしょうか。

○本郷次長 公募をする形になろうかと思えます。そして、提案をしていただいて、どういう生産性を上げていくとか、どれくらいの値段で立木を買えるとか、そういうことを提案いただいて、その中で決めていくということになろうかと思えます。

○長谷川座長代理 つまり、契約の公平性を保つために入札はやるわけですね。

○本郷次長 入札的なことを。

○長谷川座長代理 考えてらっしゃる。

○本郷次長 はい。

○長谷川座長代理 期間はどのくらいですか。

○本郷次長 木の1サイクルというような形で、最大50年ぐらいを考えております。

○長谷川座長代理 50年となると、50年の契約を受けてしまったら、その会社はこの点線の区域でもうずっと事実上、仕事ができるという形になりますね。

○本郷次長 上限として、そういうような木材の需要の拡大、地域の需要に応じてそういう設定も可能になるということ。あくまで上限として50年と考えておりますので、10年ぐらいのものも出てくると思いますし、そういうように考えております。

○長谷川座長代理 関係省庁と連携してとありますけれども、例えば公正取引委員会とか、そういうところですか。

○本郷次長 それも御説明をしております。

○長谷川座長代理 相手はどんな感じですか。

○本郷次長 今のところは、公正取引委員会は具体的に競争を阻害するようなことになるかどうかをよく見て判断するというところで、事前にどうこうということにはなっておりま

せん。

○飯田座長 では、白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 最大50年で、短い場合は10年もあるということですが、1工区の規模はどれぐらいですか。

○本郷次長 当然、中の資源の状況によると思いますけれども、数百ヘクタールから数千ヘクタール。50年という中では区域も広がりますし、10年ぐらいであれば区域も狭くなるということでございます。

○白井専門委員 短い時間と狭い面積ですと、今までの入札とほとんど変わらないのではないのでしょうか。1つ心配しているのは、最近の事業者や新規森林所有者の中には、補助金をもらってバイオマスに販売することしか分からない方も出てきています。

バイオマスは原料が足りないぐらい需要量が上がってきていると思います。国有林の制度設定の仕方によっては、バイオマスに依存する可能性もあり、それだけでは植林もできず、持続性が無くなります。森林の公益的価値をどうモニタリングするか、重要な仕事になるのではないのでしょうか。

また何回も申し上げているように、需要量と価格が安定すれば林業の中のイノベーションは自ら起こると考えています。しかし林業の中の、林業の仕方まで、公的資金で結果的に指図することになると材価も下がり、持続的な発展が望めないということがこれまでもあったと思います。金融措置をとご説明にありましたが、既にバイオマスについては何重も補助がされている所もあると思います。間伐材であれば間伐の補助もついているわけですね。林業機械や路網の整備にも補助金が入っています。ヨーロッパでは1つの木材に対して何重の補助もしないよう設計に工夫がされています。1つの材を出すのに幾つの補助があるのかお示し頂けないのでしょうか。もし、その補助制度が終わったときに持続性が得られるのか。各省庁と連携される場合には一体どれだけの補助が関係しているのか整理されたほうが良いと思います。

契約期間が10年、20年であれば造林の義務を課するのは難しいと思います。国有林は非常に険しいコストの掛かるところが多いと思いますが、そういうところには手が入らずに、見えるところだけ切って、切りやすいところを切られて戻されたりすると資源の安定的な供給、持続性に不安が残ると思います。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○本郷次長 国有林ですので、補助金ということになるわけではないということで、国有林は区域を設定してそこを切ってもらおうということですが、その業者さんに今、おっしゃられているような意味では間伐の補助金が行くとかそういうことではなくて、それは間伐をする木を買ってもらおうということになるということでございます。まず1点、そういう形で補助金をこの事業者に国有林が出していくということではございません。

その上で、当然、おっしゃられる意味では機械の投資ですとか、そういうことを事業者の方がされるのであれば、それはそれで国有林からではなくて県からの助成金とかという

のは入る可能性はもちろんございます。

今、バイオマスのお話をされたので、バイオマスは確かにそういうFIT制度だとかいろいろな形でされているものもございますけれども、今回、中小の工務店ですとかそういうところにも木材の需要の拡大の取組、例えば非住宅の建物を建てていただくような取組を広げていただくというようなことで資金、金融措置としての援助をできないか考えているということでございます。

そういう意味で、おっしゃられたことは分かりますので、お話になったような何重にも補助金が行くべきではないというのはそういうことだとは思いますが、我々もそのところには十分制度設計には配慮して考えたいと思っております。

また、公益的機能の部分、あと造林の部分もおっしゃられましたけれども、そのところについては国有林のルールというのがあり、今もやっているルールを守っていただくということを考えていまして、事業計画を作ってください、それを我々が見させていただいて、その上で伐採をしていただくというようなことを考えているところでございまして、そこは国有林としてきちっとグリップをして指導監督していきたいと思っておりますし、造林は国有林の将来の資源でございまして、この造林をしたものが事業者のものになるわけではありませぬので、国有林として造林をしていきたいというように思っております。

○白井専門委員 であれば、造林は国のお金でやられるということですか。

○本郷次長 今のところ、そのように考えております。

○白井専門委員 どこまでを公共がやって、どこまでを民間がやるのか、その役割をはっきりさせて、コストパフォーマンスが上がることを期待します。民間に長期・大ロットで委託することによってパフォーマンスが上がるわけで、数値的にどれくらいの補助が入って、県や市の補助もあると思っておりますけれども、一体、どれくらいで売れるのか、どのような効果が期待できるのか、お示し頂けないでしょうか。

○本郷次長 先ほども長谷川座長代理からお話ございましたように、その提案をしていただくときにどれくらいの金額で、あるいはどういう需要のためにこの伐区を切るのかというようなことについて計画を出していただいて、それを我々はチェックして、おっしゃられるように全部バイオマスに持っていくというようなものについてはあり得ないと思っておりますし、資源の状況次第ですけれども、そういうことにはならないようにチェックをしていきたいと思っております。

○白井専門委員 もう一点だけ。地域には、その森林資源と将来ずっと生きていく、生きていかなければならない山林所有者、素材生産者、製材所の方がいます。また大規模集約化が可能なのは、日本の森林資源を考えた場合に限られたところになると思っております。

この資源とともに生活できる環境、この地域とともに生きていく方、そういう方にも国有林で事業できるチャンス、そういう制度設計に配慮していただけないでしょうか。仮に公的な補助が無くなったとしても、トータルな木材の価格が上がり、安定的に売れるという、そういう環境さえできれば、持続性が得られるのではないかと。大なり小なり、組み合

わせたり、多様性があるように、大規模集約化できないと、仕事を取れない制度になりますと、大手が撤退したら持続性が得られなくなる心配もあります。

○飯田座長 今の論点に加えまして、このイメージで先ほどからいわゆる中身を審査して精査してというお言葉を何度かいただいているのですが、そうしますと、事実上、競争入札の機能というのが失われるというのが一般的な理解かと思いますが、いかがでしょうか。

○本郷次長 まず、白井先生のお話にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど10年ぐらいのそんなに大きくないものもやるというのは、まさにおっしゃられたような地域の事業者がそういうことを安定的にやっていけるような仕組みとして考えればどうかというように思っているということでございます。

ですから、最長50年とお話ししましたがけれども、そういう10年のものをできるだけ取り入れて、ただ、大規模な事業拡大をしていただけるようなところがもしあれば、そういう大きな単位でやることもあり得べしというような考え方で進めてまいりたいと思っております。

飯田座長からお話ございました点については、チェックをしていくというのは公益的機能の発揮ですとか、そういうことのためにどうしても必要なことではないかと思っております。これにつきましては、まだ制度の全容は検討中でございますけれども、今、我々の考えていることと言えば、国有林というのは5年ごとに伐採の計画、どこを切るというようなことを考えていますので、その単位で事業計画を出していただいて、過度に伐採がある地域に集中しないようにとか、溪畔、沢沿いとか尾根沿いをきちっと保残して伐採をしていく、あるいは国有林については5ヘクタールを超える伐採を今、禁じておりますけれども、そういうことは守ってもらうとか、そういうことをチェックさせていただくということで、裁量に任せるところも、もちろん決めた場所をどういう順序でどういうように切っていくというものは効率性を重んじて決めていただければいいと思うのですが、そういう総量的なものであるとか集中させないとか、生物多様性上、守るべきことだとか、そういうことについて御指導していくような形になろうかと思えます。

○飯田座長 では、その条件を示した、またはその条件を設定の上で競争入札ではいけないものなのでしょうか。

○渡邊林政部長 50年というような長期な権利もあり得ることなので、そういう全計画を事業者に出させるのは酷なので、まず入り口の段階で権利を受けられる人がちゃんと切る能力があるのか、あと切った木をちゃんと川下の人たちが新たな需要を拡大するような人と連携して既存需要とは別の需要のところにその木を出せるような切り方ができる人なのか。

あとは、そのときに国有林の材を我々としてはできるだけ高く買っていただきたいわけですから、どのくらいの価格で買えると言っていただけなのかとか、そういう権利の設定を受ける人の入り口でまずそういうようなことを競争させて権利を与える。権利を与えた人については、先ほど次長から申し上げているように、例えば10年分もらったから1年間

で全部10年分を切ってしまうみたいなことになりますとはげ山になってしまって、それこそ国有林というのは山の奥のほうで公益的機能だとか土砂崩壊の防止だとか、そういう機能もごございますので、そういうことにならないように切り方についてはしっかりチェックをしていくという2段階で制度を考えているということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、新山委員、どうぞ。

○新山委員 もう既に白井委員と座長の質問の中で議論されていることで、それ以上ではないのですが、私も同じことを聞こうと思っておりました。御説明いただくときに既にある程度のお考えがまとまっているところ、あるいは方向性を考えていらっしゃるようなところがあるので、それらを資料に盛り込んで説明していただけると、私たち、どのようにお考えなのかを受け止めやすいと思いますし、委員からも建設的な意見を言いやすいと思いますので、次回はそのようにお願いできたらと思います。

今日、今までうかがっていた中で、競争入札をされる時、公共財ですからよけいにそうですが、条件を出されるのが当然で、その条件についての議論がなされたと思います。どのような条件の組立てを考えておられるのか、これをまとめていただけると、未検討のところは未検討で、今後どのように検討していくかということをお示しいただければよく分かりますし、示していただければと思います。

2点目は、公益的機能の維持増進ということで、再造林を効率的に行うとされております。先ほどの話ですと入札した事業者が関わることと、国有林として国側が関わるということのようですが、それぞれ、どのような組立てにしていられるのか、そこもプランをお示しいただくことができるのではないかと思いますし、お願いしたいと思えます。

3点目は6ページになるのでしょうか。川下の利用ですが、これも既に出ていましたように、木質バイオマスの原料供給ということも重要なのかも分かりませんが、すべてそれに使われてしまわないよう、やはり国産材の住宅ですとか、中小のあるいは地域の住宅事業者などがうまくそれを活用でき、国民も国産材が享受できる仕組みを作っていくということが公共財である国有林の活用としては重要だと思います。

その点は助成金を出して誘導するとかチェックするというようにおっしゃっていましたが、それでは弱く、もう少しそこは強い枠をはめてもいいのではないかと。そうしないと、結局は助成金を上回る利益に引きずられてしまい、チェックするだけでは目的とした方向性が実現できないということになるのではないかと危惧されます。そのような観点から、切り出された材の川下での利用についての考え方も整理してお示しいただければありがたいと思います。

○飯田座長 よろしくお願ひします。

○渡邊林政部長 御質問ありがとうございます。

まず、入り口の部分は、今、入札をかけようということは考えているのですが、

まだ制度全体の枠組みを検討している段階でございますので、具体的な入札条件をどうするというのは今後の検討ということにしようと思っております、現時点では細かい条件などはまだ決めておりませんので、すみません、今日の段階ではまだお答えできる状況ではございません。

2番目の公益的機能の部分の再生林のお話がありました。先ほど次長からも御説明しましたとおり、国有林なので、植えた木は国のものになりますから、国がお金を出して、苗代を出して植えるわけですが、作業は国有林の職員がやるのではなくて、伐採を行う業者に造林作業をやってもらうということを考えております。

昨今は民有林でも、切るために機械を入れるわけですが、植えるまでに時間が掛かるとその期間、また山まで降ろして、植えるために機械を持っていくという無駄なことをやってコストが掛かりますから、1回上げた機械で伐採も植えることまで全部一貫でやってしまうとコストが下がるということで、民有林でもそういうものを推奨しているものですから、国有林はお手本としてそういう事業をしっかりとやらせるということで、伐採をやった事業者にその場で造林をやらせるというところまで制度の中で確保していきたいと考えております。

あと川下のほうは、先生、御指摘のとおり、我々としては当然、バイオマスというのは林業の副産物ですから、メインは柱だとか板だとか、そういうものを採っていただいて、その余りがバイオマスになるので、当然、切ったらちゃんと柱だとか板にさせていただかなければならないわけで、それを活用していただくために住宅で建てるなら例えばCLTもやっていただくとか、非住宅のほうでやっていただくとか、そういう新たな需要を喚起するために運転資金や何かはきっと足らなくなるのではないかとということで、運転資金をちゃんと獲得できるような資金供給というのをやろうというのが今回の趣旨ということでございます。それ以上には今のところ、特に制限なり何なりは考えていないということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

○新山委員 すみません、最後の点だけは、先ほども言いましたように、それでは弱いのではないかと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

○渡邊林政部長 国有林材というものについて、民有林から出てきた木材と区別して規制をかけるというのはなかなか制度的には難しいと思いますので、そこは民有林と同等の対策を考えているということでございます。

○飯田座長 では、まず林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

この課題を整理していただき、その出口として大きな提案をしてくださり、大変実質的な改革になるのではないかと期待しております。

ただいまお話のありました造林は国という点について質問なのですが、5ページのところでは、上の箱に民間事業者が国有林において一定の使用収益を行う権利を新たに設定し

ようというように書かれております。そうしますと、これまでの議論でも、国有林について長期伐採権を設定するのか、または経営の民間委託、コンセッションのようなイメージなのかという議論があったところ、今回のまとめ方では国有林を一定の使用収益を行う権利を設定するという整理されているということであるとすると、今回、設定する権利の内容というのは必ずしも造林を国がやらなければいけないということにはならず、もう少し民間の経営のノウハウを生かした効率性が保たれるような形もあり得るのではないかと思います。

すでに植わっている木については確かに国のもので、その部分は伐採作業を委託するだけということになり得るかもしれないのですが、これから造林するというのは、まさに市場でのニーズを踏まえて流通、加工までもグループ化して、どのように経営していくかという部分なので、造林も含めて、どうせなら使用収益を行う権利の中で自由度の高い権利の内容を設定したほうがよろしいのではないかと思いますというのが1点目です。

もう一点、4ページのところの上のほうの箱にあります対応の方向で、国産材の新規活用対策に対して資金供給を円滑化してはどうか。これへのお答えが先ほどの6ページのお話のようなのですが、いろいろな委員から御意見が出ているように、生産性の上がる補助金になるのかどうかというのが今一つ、この図からではよく分かりません。そのところ、補助金の整理もあるでしょうし、より具体的なピン止めの効いた形の補助金になるように、今後、詰めていただければと思います。

以上です。

○飯田座長 では、注文に近かったので、議長代理も続けて。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

この林業の産業化については、前会議体からずっと継続して議論してまいりまして、コストに占める流通コストと加工コスト等が高くて、切る木材に価格が還元できないということからも悪循環になっていたわけで、そういう中、国有林というのはある固まった面積を一括して出せる可能性があることから、民有林と併せて考えていくと、今、申し上げたような流通コスト、加工コストも下がるのではないかと。

一方で、マーケットメイクもしておかなければいけないので、いろいろな建築基準法の改正等もお願いをしつつ、木材の利用の場を広げていくということをやってきたわけですね。今度、国有林の有効活用のための制度設計をお考えだということなのですが、皆さんの御懸念等もそのとおりだと思うのですが、すごくバランスを取ったデザインを林野庁がまず最初に考える必要がある。しかも自然環境から考えたら、民有林との連携も含めて、候補地というのはある程度、最初のトライアルというのは選ぶべきだと思っています。場所だけ考えて、あとは民間の業者に計画を出させて、その計画の中から選ぶという受け身ではなく、まず主体的に国のデザインが地域ごとにあるべきではないかなと思います。

ライフサイクルから言うと50年というのはなるほどとは思いますが、企業の存続の平均寿命が30年とかと言っているときに、木から考えたらそうなのですが、だから、

その50年というのはマックス積み上げていくと50年になるということだろうと私は思うのです。そうしたときに、50年とか言ってしまうと、その受け手の要件にそれがどれぐらい盛り込まれるかなのですが、そうすると、大企業しか受けられないのではないかなってなってしまうと、一方で、地方創生とかと言っているのです、こういうところの兼ね合いのバランスを取らなければいけない。

皆さんが御心配の国有林、国有財ですから、フェアな入札制度、公平な選択においてその業者の人が選ばれなければいけないというバランスを取らなければいけない制度設計をおやりになると思っているのですが、それでいいですよという確認をしたい。

○飯田座長 では、林委員、金丸議長代理の御指摘に何か御意見はありますでしょうか。

○本郷次長 金丸代理がおっしゃられたことについては、そういう国の主体性を持って、区域の設定とかということに関して我々が資源状況を把握して、こういう場所でおやりになってくださいと、それに対して、では、そういう場所でこういう需要を創っていきますから、こういう値段で買いたいと思いますので、あるいはこういうように生産性が上がるような場所ですので、こういうようにしたいというような御提案をいただくような形で、こちらから場所をお示ししながらやっていきたいと思っております。そして、おっしゃられたようなバランスというのをきちっと心配のないように、御懸念を出さないようにしていきたいと思っております。

○渡邊林政部長 あと林委員からの御質問にお答えしたいと思えます。

まず1点目の使用収益権ということで、今、生えている木を切るのはいいのだけれども、植えた後というお話がございました。この植えた後は民間の人にお金を出していただきますと、その木の所有は国有ではなくなる可能性があるわけです。100%出していただくと、まさに木だけ民間の方の所有の木になってしまっって国有林ではなくなってしまうのではないかなという部分がございます、そういう設定はなかなか難しいのではないかなというのが1つ。

あと、そういう状態になった木がもし何か災害で崩れたときには、国が責任を持つのか、民間の人が責任を持ってもらうのかとか、そういうところの権利関係が非常にややこしいというか、そういうことを今、懸念してしまして、そういうことなので造林は100%、国のお金でやって、一旦切った後の2サイクル目の木も100%、国の所有の木にするということをお前提に考えているということでございますので、この使用収益という意味では、今、生えている木を切って買ってもらうという、そこで所有権が最後、移転するという権利を独占的に与えるということをお考えているということでございます。

あと川下の6ページのほうは、実はここでお示しをしているのは制度としての提案でございますので、資金制度を考えておまして、補助金ではございません。補助金は別途、この場でも御議論いただきましたけれども、効率的なサプライチェーンを作るためにお見合いの場を作るですとか、別途そういう木の需要を増やすのに皆さんの意識を変えてもらうような補助金は別途用意しようと思っておりますが、ここで言っているのは公的な資金を

制度として考えられないかということは今、考えているということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、時間を超過しておりますので、本日は以上といたします。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次回の開催は、また調整した上で御報告申し上げます。

○飯田座長 本日は御参集いただき、ありがとうございました。